

財政援助団体等監査結果報告

第1 監査の対象

次のとおりである。

| | |
|--|-----------------------------------|
| 1 社会福祉法人浜松母子福祉苑新橋トットジョイ(財政援助団体) | |
| 監査対象補助金 | 浜松市津波避難施設等整備事業費補助金 (平成 25 年度分) |
| 補助金の所管課 | 危機管理監 危機管理課 |
| 2 中里町自治会(財政援助団体) | |
| 監査対象補助金 | 浜松市自治会集会所整備事業費補助金(平成 25 年度分) |
| 補助金の所管課 | 東区役所 区民生活課 |
| 3 遠州はまきた飛竜まつり実行委員会(財政援助団体) | |
| 監査対象負担金 | 遠州はまきた飛竜まつり開催事業負担金 (平成 25 年度分) |
| 負担金の所管課 | 浜北区役所 まちづくり推進課 |
| 4 株式会社時之栖(公の施設の指定管理者) | |
| 公の施設 | 浜松市フルーツパーク |
| 施設の所管課 | 産業部 農林水産政策課 |
| 5 三幸株式会社(公の施設の指定管理者) | |
| 公の施設 | 浜松市三ヶ日 B&G 海洋センター |
| 施設の所管課 | 北区役所 まちづくり推進課 |
| 6 遠鉄アシスト株式会社(公の施設の指定管理者) | |
| 公の施設 | 浜松市気賀関所 |
| 施設の所管課 | 北区役所 まちづくり推進課 |
| 7 公益財団法人浜松市体育協会グループ(公の施設の指定管理者) | |
| 公の施設 | 浜松市浜北平口サッカー場 |
| 施設の所管課 | 浜北区役所 まちづくり推進課 |

第2 監査の範囲

- 1 財政援助団体については、平成 25 年度に執行された本市からの補助金等交付に係る出納その他の事務について監査を実施した。
また、併せて団体の当該事務に関する所管課の事務について監査を実施した。
- 2 公の施設の指定管理者については、主に平成 25 年度及び平成 26 年度に執行された出納その他の事務について監査を実施した。
また、併せて団体の当該事務に関する所管課の事務について監査を実施した。

第3 監査の期間

平成 26 年 9 月 5 日から平成 26 年 10 月 24 日まで

第4 監査の方法

監査の対象及び範囲に示した団体の事務並びにそれに関する所管課の事務が適正に執行されているかについて、団体ごとに設定した着眼点に基づき、関係書類を抽出により監査するとともに、関係者から説明を聴取した。

第5 監査の結果等

1 社会福祉法人浜松母子福祉苑新橋トットジョイ(財政援助団体)

(1) 補助金の概要

| | |
|----------|--|
| 補助金名 | 浜松市津波避難施設等整備事業費補助金 |
| 交付団体の所在地 | 浜松市南区新橋町 678 番地 |
| 補助金の目的 | 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が発生した直後に襲う津波による被害を軽減するとともに、津波に対する市民の不安を解消するため、民間事業者等が地域住民の避難を含めた津波避難施設を整備する経費に対し交付 |
| 補助金交付対象 | ア 津波避難施設の工事費 イ 高台までの避難路の舗装・拡幅工事費 ウ その他市長が必要と認めるもの |
| 補助金額 | 3,322,000 円 |
| 補助率 | 2/3 上限額 10,000,000 円 |

(2) 補助金事業にかかる収支決算

ア 収入

(単位 円)

| 区 分 | 予算額 | 決算額 |
|--------|-----------|-----------|
| 浜松市補助金 | 4,600,000 | 3,322,000 |
| 自主財源 | 2,400,000 | 1,910,500 |
| 合 計 | 7,000,000 | 5,232,500 |

イ 支出

(単位 円)

| 区 分 | 予算額 | 決算額 | 補助金充当額 |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 津波避難設備整備 | 7,000,000 | 5,232,500 | 3,322,000 |
| 合 計 | 7,000,000 | 5,232,500 | 3,322,000 |

(3) 監査の結果

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

2 中里町自治会(財政援助団体)

(1) 補助金の概要

| | |
|----------|---|
| 補助金名 | 浜松市自治会集会所整備事業費補助金 |
| 交付団体の所在地 | 浜松市東区中里町 831 番地 |
| 補助金の目的 | 地域住民の福祉の向上及びコミュニティづくりに寄与するため、誰もが安全かつ円滑に利用することができる集会所の新築、増築、改築又は購入を行う自治会に対し交付 |
| 補助金交付対象 | ア 自治会集会所の新築及び購入 イ 既存の自治会集会所の増築及び改築 ウ 津波避難ビル機能を持つ集会所の新築 エ 既存集会所の耐震補強(ランク I にするもの) |
| 補助金額 | 8,000,000 円 |
| 補助率 | 1/3 以内 限度額 8,000,000 円 |

(2) 補助金事業にかかる収支決算

ア 収入

(単位 円)

| 区 分 | 予算額 | 決算額 |
|--------|------------|------------|
| 浜松市補助金 | 8,000,000 | 8,000,000 |
| 自治会負担金 | 20,665,000 | 19,900,000 |
| 合 計 | 28,665,000 | 27,900,000 |

イ 支出

(単位 円)

| 区 分 | 予算額 | 決算額 | 補助金充当額 |
|--------|------------|------------|-----------|
| 建築工事 | 19,812,187 | 19,444,018 | 8,000,000 |
| 電気設備工事 | 1,000,000 | 773,302 | |
| 機械設備工事 | 3,300,000 | 3,166,480 | |
| その他 | 4,552,813 | 4,516,200 | |
| 合 計 | 28,665,000 | 27,900,000 | 8,000,000 |

(3) 監査の結果

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

3 遠州はまきた飛竜まつり実行委員会(財政援助団体)

(1) 負担金の概要

| | |
|----------|--|
| 負担金名 | 遠州はまきた飛竜まつり開催事業負担金 |
| 交付団体の所在地 | 浜松市浜北区西美蘭 6 番地 |
| 負担金の目的 | 市民が共に楽しみ互いに親睦と連帯感の高揚を図ることにより、市民意識と郷土愛を育み地域産業の活性化と地域文化を創造する |
| 事業の内容 | ア 水の道物産展 イ ミス浜北オーデイション ウ 浜北凧揚げ エ 飛竜火まつり |

| | |
|----------|-------------------------------|
| | オ その他目的達成に必要な事業 |
| 負担金額 | 5,000,000円 |
| 負担金交付の根拠 | 遠州はまきた飛竜まつり実行委員会にて平成25年度予算を承認 |

(2) 負担金にかかる収支決算(平成25年度)

ア 収入

(単位 円)

| 区 分 | 予算額(A) | 決算額(B) | 予算額と決算額との比較(B) - (A) |
|--------|------------|------------|----------------------|
| 浜松市負担金 | 5,000,000 | 5,000,000 | 0 |
| 協賛金 | 5,380,000 | 5,975,269 | 595,269 |
| その他収入 | 2,720,000 | 2,524,917 | △195,083 |
| 合 計 | 13,100,000 | 13,500,186 | 400,186 |

イ 支出

(単位 円)

| 区 分 | 予算額(A) | 決算額(B) | 予算額と決算額との比較(A) - (B) |
|-------|------------|------------|----------------------|
| 総務部 | 8,250,000 | 8,316,901 | △66,901 |
| イベント部 | 2,900,000 | 2,864,151 | 35,849 |
| その他 | 1,950,000 | 2,011,340 | △61,340 |
| 合 計 | 13,100,000 | 13,192,392 | △92,392 |

(3) 監査の結果

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、一部において次のとおり是正・改善を要する事項が見受けられたので、所管課は、団体に対し、適切な是正措置を講じるよう指導・助言するとともに、団体においては、所管課の指導・助言に応じた適切な措置を講じられたい。

収支決算書の支出科目について(団体に対するもの)

第23回遠州はまきた飛竜まつり事業報告書に添付された収支決算書について、支出の部の科目が実行委員会の内部組織の名称が記載されているのみで、消耗品や郵便料などのように支出の用途や性質を表した支出科目により区分がされていない。

(支出の部)

(単位 円)

| 科 目 | 予算額(A) | 決算額(B) | 差額(A) - (B) |
|-------|------------|------------|-------------|
| 総務部 | 8,250,000 | 8,316,901 | △66,901 |
| 物産部 | 200,000 | 200,000 | 0 |
| ミスコン部 | 850,000 | 833,355 | 16,645 |
| イベント部 | 2,900,000 | 2,864,151 | 35,849 |
| まつり部 | 500,000 | 499,697 | 303 |
| 飛竜部 | 300,000 | 478,288 | △178,288 |
| 飛竜制作部 | 100,000 | 0 | 100,000 |
| 合 計 | 13,100,000 | 13,192,392 | △92,392 |

4 株式会社時之栖(公の施設の指定管理者)

(1) 指定管理者の所在地

御殿場市神山 719 番地

(2) 指定管理業務の概要

| | |
|----------------|---|
| 施設名 | 浜松市フルーツパーク |
| 所在地 | 浜松市北区都田町 4263 番地の 1 |
| 施設の概要 | <p>ア 開設日 平成 8 年 4 月 1 日 平成 25 年 4 月 1 日リニューアルオープン</p> <p>イ 概要 敷地面積 427,806.38 m²(西側・東側全体)</p> <p>ウ 開場時間及び休場日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開場時間 午前 9 時から午後 9 時 ・休場日 なし |
| 指定期間 | 平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで |
| 指定管理料 | 0 円(平成 25 年度) |
| 利用料金制 | 導入済 |
| 指定管理者の 主な業務 | <p>ア フルーツパークの施設及び設備の利用料金の徴収に関する業務</p> <p>イ フルーツパークの施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>ウ フルーツパークの管理に関して浜松市が必要と認める業務</p> |

(3) 指定管理等に関する収支決算(平成 25 年度)

(単位 円)

| 収入科目 | 金額 | 支出科目 | 金額 |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 業務委託料 | 72,380,952 | 仕入 | 284,470,769 |
| 利用料金収入 | 180,030,903 | 管理費 | |
| 事業収入 | 453,391,785 | 人件費 | 191,909,577 |
| 営業外収益 | 11,805,130 | 人件費以外 | |
| | | 光熱水費 | 24,916,865 |
| | | 燃料費 | 23,660,029 |
| | | 修繕費 | 5,818,072 |
| | | 車両費 | 6,804,898 |
| | | 支払手数料 | 4,856,654 |
| | | 委託運行費 | 12,300,216 |
| | | 外注人件費 | 8,933,734 |
| | | 清掃費 | 7,837,769 |
| | | 広告宣伝費 | 40,732,157 |
| | | 減価償却費 | 98,380,000 |
| | | リース料 | 20,092,052 |
| | | その他 | 68,227,493 |
| | | 営業外費用 | 6,085,000 |
| 収入合計(A) | 717,608,770 | 支出合計(B) | 805,025,285 |

●収支差額(A-B) △87,416,515 円

(4) 監査の結果

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、一部において次のとおり是正・改善を要する事項が見受けられたので、所管課は、団体に対し、適切な是正措置を講じるよう指導・助言するとともに、団体においては、所管課の指導・助言に応じた適切な措置を講じられたい。

ア 第三者委託の承諾について(所管課及び団体に対するもの)

平成 26 年度夜間警備業務ほか 7 業務(下表のとおり)について、浜松市フルーツパークの管理に関する基本協定書による市の承諾を得ず第三者に委託している。

| |
|---------------------------------|
| 夜間警備業務 |
| 園内清掃業務 |
| エレベーター保守点検業務 |
| 自家用電気工作物保安管理業務 |
| 給水設備保守点検業務 |
| 汚水処理設備保守点検業務 |
| 消防設備(自火報、誘導灯、非常放送設備、消火器等)保守点検業務 |
| ボイラー等点検業務 |

イ 利用料金の減免及び還付の審査基準について(所管課及び団体に対するもの)

浜松市フルーツパークの管理に関する基本協定書第 10 条では、指定管理者は市長と協議の上、浜松市行政手続条例の規定により利用料金の減免及び利用料金の還付の審査基準を定めるものとするとして規定しているが、各審査基準を定めていない。

ウ 労務管理について(団体に対するもの)

労働基準法第 36 条で規定している、労働時間の延長及び休日労働のための協定を締結せず、行政官庁への届出をしていないが、従業員の時間外勤務が実施されている。

5 三幸株式会社(公の施設の指定管理者)

(1) 指定管理者の所在地

東京都千代田区大手町二丁目 6 番 2 号

(2) 指定管理業務の概要

| | |
|-------|---|
| 施設名 | 浜松市三ヶ日 B&G 海洋センター |
| 所在地 | 浜松市北区三ヶ日町都筑 3116 番地 24 |
| 施設の概要 | ア 開設日 平成 5 年 7 月 3 日 イ 概要 体育館…鉄筋コンクリート造一部鉄骨造・一部 2 階建て |

| | |
|----------------|--|
| 施設の概要 | <p>プール…鉄骨造(上屋付プール) 温水プール(25mコース6本)、 幼児プール(10m×7m変形)</p> <p>ウ 開館時間及び休館日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開館時間 午前9時から午後9時30分 ※プールのみ午後9時まで (日曜日のみプール午後5時まで) ・休館日 12月29日から翌年の1月3日まで |
| 指定期間 | 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで |
| 指定管理料 | 22,600,000円(平成25年度) |
| 利用料金制 | 導入済 |
| 指定管理者の 主な業務 | <p>ア センターの利用の許可に関する業務</p> <p>イ センターの施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>ウ 管理施設等の維持管理に関する業務</p> <p>エ 自主事業の実施</p> |

(3) 指定管理に関する収支決算(平成25年度)

(単位 円)

| 収入科目 | 金額 | 支出科目 | 金額 |
|---------|------------|----------|------------|
| 指定管理料 | 22,600,000 | 材料費 | 378,821 |
| 利用料金収入 | 5,446,360 | 外注費 | 1,534,725 |
| 自動販売機収入 | 304,762 | 労務費 | 19,450,141 |
| その他収入 | 400 | 旅費交通費 | 395,633 |
| | | 通信費 | 210,716 |
| | | 消耗工具器具備品 | 789,662 |
| | | 消耗品費 | 772,556 |
| | | 水道光熱費 | 8,399,749 |
| | | 租税公課 | 1,200 |
| | | 支払手数料 | 25,280 |
| | | 修繕費 | 361,830 |
| | | 支払保険料 | 151,710 |
| | | 教育研修費 | 280,023 |
| | | 作業衣 | 618,082 |
| | | リース料 | 95,760 |
| | | 雑費 | 220,235 |
| | | その他 | 1,338,728 |
| 収入合計(A) | 28,351,522 | 支出合計(B) | 35,024,851 |

●収支差額(A-B) △6,673,329円 ※自主事業を除く。

(4) 監査の結果

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

6 遠鉄アシスト株式会社(公の施設の指定管理者)

(1) 指定管理者の所在地

浜松市中区旭町 12 番地の 1

(2) 指定管理業務の概要

| | |
|----------------|---|
| 施設名 | 浜松市気賀関所 |
| 所在地 | 浜松市北区細江町気賀 4577 番地 |
| 施設の概要 | <p>ア 開設日 平成 2 年 5 月 2 日</p> <p>イ 概要 敷地面積 2,045.27 m²、延床面積 : 342.25 m² 本番所・向番所・遠見番所等…木造・平屋建て 姫様館…鉄骨造・平屋建て 管理棟…木造・平屋建て</p> <p>ウ 開館時間及び休館日 ・開館時間 午前 9 時から午後 4 時 30 分 ・休館日 なし</p> |
| 指定期間 | 平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで |
| 指定管理料 | 5,870,000 円(平成 25 年度) |
| 利用料金制 | 導入済 |
| 指定管理者の 主な業務 | <p>ア 気賀関所の保存及び公開に関する業務</p> <p>イ 気賀関所に関する資料の収集、保管及び展示に関する業務</p> <p>ウ 気賀関所に関する案内書、解説書等の作成及び頒布に関する業務</p> <p>エ 管理施設等の維持管理に関する業務</p> <p>オ 自主事業の実施</p> |

(3) 指定管理に関する収支決算(平成 25 年度)

(単位 円)

| 収入科目 | 金額 | 支出科目 | 金額 |
|---------|-----------|---------|-----------|
| 指定管理料 | 5,870,000 | 管理費 | |
| 利用料金収入 | 1,627,580 | 人件費 | 5,267,845 |
| 事業収入 | 57,840 | 需用費 | 666,915 |
| | | 役務費 | 189,238 |
| | | 委託料 | 720,300 |
| | | 使用料 | 283,726 |
| | | 備品購入費 | 220,645 |
| | | 修繕費 | 383,150 |
| | | 運営費 | |
| | | 運営管理費 | 360,000 |
| | | 支払消費税 | 226,454 |
| 収入合計(A) | 7,555,420 | 支出合計(B) | 8,318,273 |

●収支差額(A - B) △762,853 円 ※自主事業を除く。

(4) 監査の結果

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

7 公益財団法人浜松市体育協会グループ(公の施設の指定管理者)

(1) 指定管理者の所在地

浜松市東区和田町 808 番地の 1

(2) 指定管理業務の概要

| | |
|----------------|--|
| 施設名 | 浜松市浜北平口サッカー場 |
| 所在地 | 浜松市浜北区平口 3071 番地の 1 |
| 施設の概要 | <p>ア 開設日 平成 25 年 4 月 1 日開設</p> <p>イ 概要</p> <p>(ア) サッカー場 ピッチ105m×68m 人工芝舗装9,626.0m²</p> <p>(イ) スポーツ広場 ピッチ105m×68m 土舗装14,199.8m²、芝舗装1,810.8m²</p> <p>ウ 開場時間及び休場日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開場時間 午前 9 時から午後 9 時 ・休場日 12月29日から翌年の1月3日まで |
| 指定期間 | 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで |
| 指定管理料 | 14,190,487 円(平成 25 年度) |
| 利用料金制 | 導入済 |
| 指定管理者の 主な業務 | <p>ア 管理施設の利用許可に関する業務</p> <p>イ 管理施設の利用に係る利用料金の徴収に関する業務</p> <p>ウ 管理施設等の維持管理に関する業務</p> <p>エ 前各号に掲げるもののほか、浜松市が必要と認める業務</p> |

(3) 指定管理に関する収支決算(平成 25 年度)

(単位 円)

| 収入科目 | 金額 | 支出科目 | 金額 |
|---------|------------|---------|------------|
| 指定管理料 | 14,190,487 | 人件費 | 10,909,339 |
| 利用料金収入 | 8,161,220 | 通信運搬費 | 80,230 |
| 自動販売機収入 | 913,711 | 消耗品費 | 1,300,361 |
| | | 修繕費 | 107,625 |
| | | 光熱水料費 | 3,724,695 |
| | | 燃料費 | 80,000 |
| | | 保険料 | 49,565 |
| | | 租税公課 | 10,200 |
| | | 設備保守委託費 | 3,206,200 |
| | | 手数料 | 5,775 |
| | | 公課費 | 354,000 |
| | | 諸経費 | 2,421,000 |
| 収入合計(A) | 23,265,418 | 支出合計(B) | 22,248,990 |

●収支差額(A-B) 1,016,428 円 ※自主事業を除く。

(4) 監査の結果

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、一部において次のとおり是正・改善を要する事項が見受けられたので、所管課は、団体に対し、適切な是正措置を講じるよう指導・助言するとともに、団体においては、所管課の指導・助言に応じた適切な措置を講じられたい。

基本協定書へ記載すべき管理物件について(所管課に対するもの)

浜松市浜北平口サッカー場で管理している小型特殊車(スポーツトラクター)、デジタルスコアボード等(75品)は、浜松市浜北総合体育館及び浜松市浜北平口サッカー場の管理に関する基本協定書の管理物件に記載されていない。